

令和3年度地域少子化対策重点推進交付金(令和3年度補正予算)実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **箕輪町** (都道府県: **長野県**)

事業メニュー	結婚新生活支援事業					
区分	結婚新生活支援					
関連事業メニュー	3.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援(都道府県主導型コース)					
個別事業名	箕輪町結婚新生活スタートアップ補助事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続			
実施期間	交付決定日 ~	令和5年3月31日	事業開始年度	令和3	年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	600,000				円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>箕輪町の出生数は平成10年には257人であったが令和2年は146人と激減しており、町にとって少子化が大きな課題となっている。</p> <p>平成30年の出生率は7.4と、国7.4、県7.0、郡6.8を上回っているが、婚姻数は平成10年に147件であったが令和2年は85件まで減少するとともに、令和2年の婚姻率は3.4と、国4.3に比べても大きく下回っている。さらに、15歳から39歳の女性人口の推移をみると、平成20年4,025人であったが、ここ10年で1,158人減少し、平成30年は2,946人と激減している状況である。</p> <p>このような状況から、町では平成28年に総合計画「第5次振興計画」を策定する中で少子化対策を掲げ、出会い・結婚の支援や、育児・子育て支援など、各種施策に取り組んできた。</p> <p>少子化の主たる要因としては、女性の人口減少、取り分け10代後半から30代の進学や就職などによる転出超過による社会減により、子どもを産む年齢の女性自体が減少していること、著しい婚姻率の減少による影響が大きいと考えられ、女性の暮らしやすさの向上、結婚・出産への意識の醸成、結婚を希望する人への支援が必要となっている。</p> <p>箕輪町の総合計画「箕輪町第5次振興計画」では、「①出会い・結婚の支援」、「②妊娠・出産の支援」、「③育児・子育て支援」、「④地域で支える子育て環境づくり」の4つを柱に、少子化対策を進めることを定めている。</p> <p>その内、「①出会い・結婚の支援」では、若者が結婚や出産を含め、将来を見据えた生活設計ができるように、啓発、支援活動を行っていくとともに、結婚を希望する人が希望を叶えられる様、相談機能の充実や、出会いの場をつくる取り組みを進めていくこととし、「施策1:ライフデザイン(生涯の生活設計)への支援」と「施策2:出会いの場の創出」を施策として掲げている。</p> <p>本事業については、上記施策の第1節「出会い・結婚の支援」に位置づけられるものである。</p>					
個別事業の内容	(個別事業の内容) ※(注)3					
	1. 概要					
	【補助対象要件】					
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が400万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	
	【補助上限額】 ※補助対象費目について、一般コース・連携コースのいずれかで記載すること。					
	一般コース	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	
	都道府県主導型コース	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
		39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
	【その他独自要件】					
<ul style="list-style-type: none"> ・他の公的制度による家賃補助や、箕輪町若者世帯定住支援奨励金を受けていないこと。 ・夫婦のいずれも町税の滞納がないこと。 ・箕輪町暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員又は警察当局から排除要請のある者がいない世帯であること 						
2. ①申請見込み世帯数	2		世帯			
※都道府県主導型の場合の内訳	共に29歳以下	0	世帯	左記以外	2	
【積算根拠】						
2件(申請見込み世帯数) × 60万円(補助上限額) = 1,200千円(※1: 29歳以下の世帯) 6件(申請見込み世帯数) × 30万円(補助上限額) = 1,800千円(※1以外の世帯) ・2件(※1)、6件(※1以外)については、令和3年度の当事業における支給実績を引用。 ・ただし、予算の制約により、今回の対象世帯は2件(※1以外の世帯)とする。 2件 × 30万円 = 600千円(対象経費支出予定額)						
{ 令和3年度見込世帯数 10 世帯						
②継続補助の見込対象経費支出予定額	0		世帯円			

3. 広報の実施予定				
優良事例の横展開支援事業を活用し、チラシの印刷・配布(300枚)を行い、移住担当窓口、戸籍担当窓口での配架のほか、近隣市町村の結婚式場、不動産業者、金融機関及び引越業者に配架を依頼する。				
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	合計特殊出生率	%	1.8 (2025年)	1.48 (2012年)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	1.48 (2012年)	
	婚姻件数	件	85 (2020年)	
	婚姻率	%	3.44 (2020年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	80	20
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	40	0
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	80	20
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	周知にあたって、上伊那結婚促進連絡会へチラシ配布を、ハピネスナビ信州(長野県の婚活情報ポータルサイト)に掲載を依頼する。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	近隣市町村の結婚式場、不動産業者、金融機関及び引越業者に配架協力を依頼。			
委託契約の有無 ※優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合のみ記載				
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無	無			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付けを記載すること。

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和4年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。